

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年9月27日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年10月12日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
まんのう町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）公文地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）中所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）薬師堂地区	〃